



地区計画は、地区レベルの区域で公共施設の配置や規模、建築物の形態等について定めるまちづくり計画です。地区住民が中心となって計画を定めることや、きめの細かい計画を定めることが出来ることなどに特長があり、その内容は、まちづくりの目標(地区計画の目標)とまちづくりの計画(地区整備計画)から成っています。本市では加賀温泉駅前で地区計画が定められています。

地区計画の区域内で建築や造成をしようとするときは届出が必要です。

届け出を要する行為

(地区計画等の区域内における建築等の規制 都市計画法第58条の2)

届出必要	<p>以下の行為については、地区整備計画の内容にかかわらず届出が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の区画形質の変更 2. 建築物の建築 3. 工作物の建設
届出不要	<p>以下の行為については、例外として届出がいらぬ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮設の建築物の建築と工作物の建設 2. 上記のための区画形質の変更 3. 既存建築物の管理のための区画形質の変更 4. 農林漁業の為の物置、作業小屋等の建築と区画形質の変更 5. 表示面積 1 m²以下で高さ 3 m以内の屋外広告物の建設 6. 地下に設ける水道管や下水道管の建設 7. 建築物に付属する物干場や建築設備の建設 8. 非常災害のために行う応急処置 9. 国または地方公共団体が行う行為 10. 都市計画事業 11. 土地区画整理事業等 12. 法 29 条の開発許可を要する行為 13. 省令 43 条の 7 に定める行為 (道路法上の道路の新設、改築、維持修繕など)

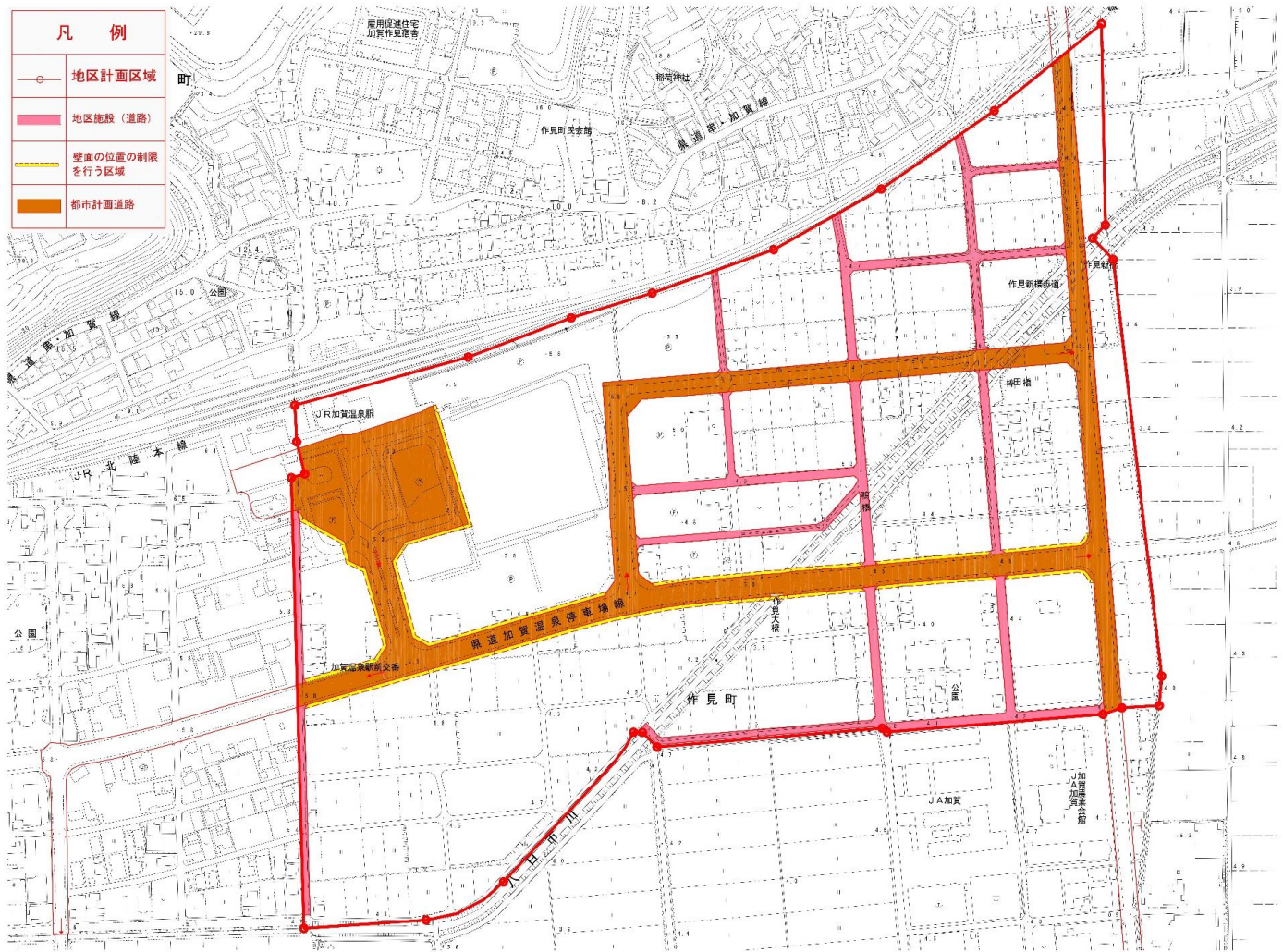
加賀都市計画地区計画

当初：加賀市告示第 40号 平成 3年8月 2日
 変更：加賀市告示第 85号 平成 7年8月11日
 変更：加賀市告示第111号 平成25年4月12日
 変更：加賀市公告第 43号 令和 元年9月 2日

名 称		加賀温泉駅前作見地区地区計画									
位 置		加賀市作見町の一部									
面 積		約37.5ha									
区域の整備／開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>加賀温泉駅前作見地区は、加賀温泉郷の玄関口として重要な交通結節点となるJR北陸本線加賀温泉駅前に位置し、北陸新幹線の開業によって、駅周辺の賑わいや活性化が期待されている地区である。</p> <p>このため地区計画を定めて、加賀市の玄関口にふさわしい都市機能の集積を図るほか、無計画な開発による居住環境の悪化を防止し、区画道路の計画的な整備を誘導する。また、建築物等に関する誘導を行い、加賀市の玄関にふさわしい、ゆとりと緑あふれる良好な市街地の形成を図ろうとするものである。</p>									
	土地利用の方針	<p>地区南側の都市計画道路3・4・11加賀温泉駅前1号線の一部区間と八日市川に挟まれた地区南西端の街区を、加賀市の拠点的な医療施設用地とする。また、その用地以外の都市計画道路3・4・11加賀温泉駅前1号線の区間、同駅前広場及び3・5・12加賀温泉駅前2号線の幅員が20mの区間についての沿線は、店舗や事務所などが立地する商業・業務地区とし、その他の地区は骨格となる区画道路を整備することにより、住宅地としての土地利用を誘導する。</p>									
	地区施設の整備方針	<p>土地利用の方針に基づき、既存道路を有効かつ合理的に活用して、区画道路の計画的な配置を誘導する。</p>									
	建築物等の整備方針	<p>ゆとりある良好な沿道景観の確保と、緑の豊かな市街地形成のため、建築物の壁面の位置及びかき又はさくの構造を定める。</p>									
地区整備	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区画道路</td> <td>8.0m</td> <td>約1,550m</td> </tr> <tr> <td>6.0m</td> <td>約1,024m</td> </tr> </tbody> </table>		名称	幅員	延長	区画道路	8.0m	約1,550m	6.0m	約1,024m
	名称	幅員	延長								
区画道路	8.0m	約1,550m									
	6.0m	約1,024m									
備計画	建築物の壁面の位置の制限	<p>都市計画道路3・4・11加賀温泉駅前1号線の区間、同駅前広場及び3・5・12加賀温泉駅前2号線の幅員が20mの区間の道路境界線から、建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は1.5mとする。</p>									
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさくは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス (3) 高さ0.6m以下のコンクリートブロック、れんが、石積等 (2)(3)の場合は、植栽を組み合わせる緑化に努めるものとする。</p>									

加賀都市計画加賀温泉駅前作見地区地区計画 地区整備計画図

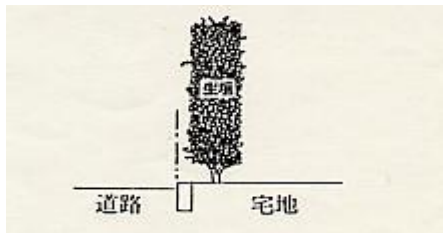
凡 例	
	地区計画区域
	地区施設（道路）
	壁面の位置の制限を行う区域
	都市計画道路



■かき、または、さくで認められる造り方■

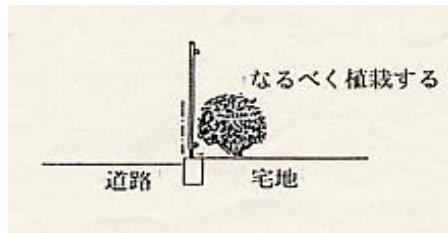
タイプ 1
生垣

※高さや樹種の制限はありません



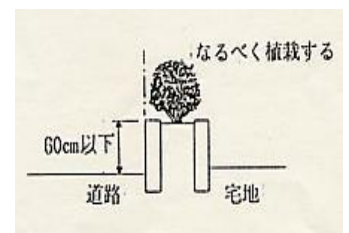
タイプ 2
フェンス

※高さの制限はありませんが
透視可能なものに限りです

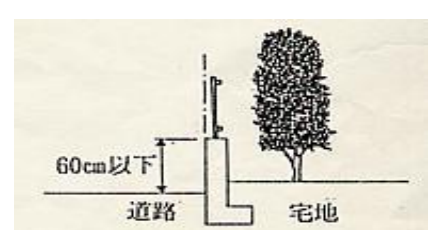
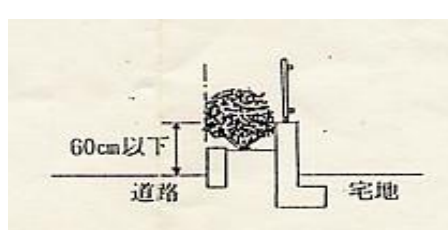
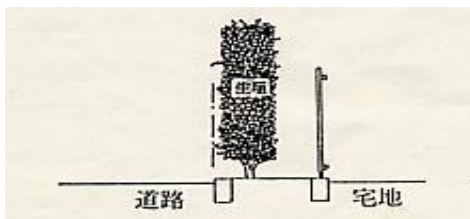


タイプ 3

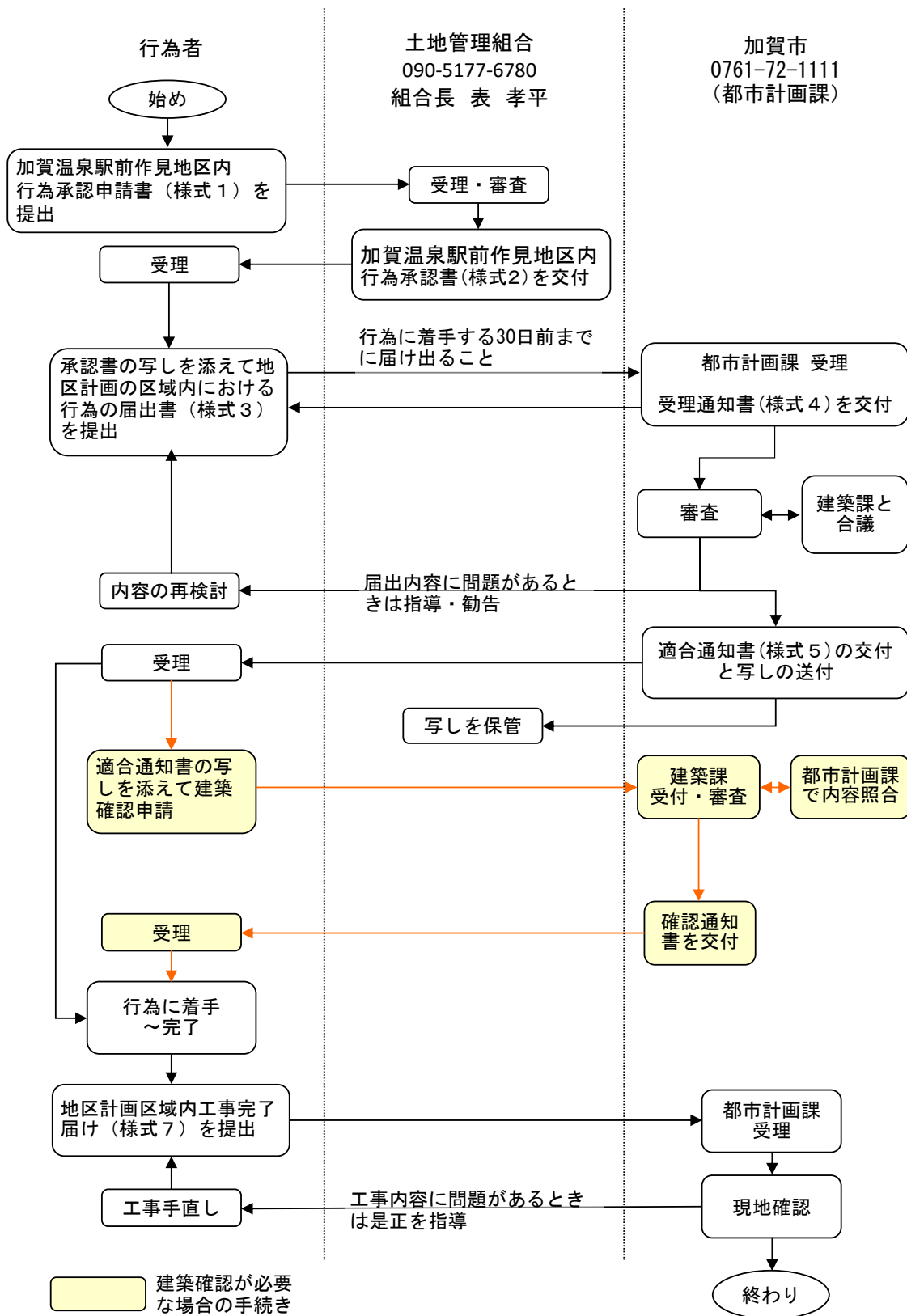
コンクリートやレンガなどのブロック
※高さ60cm以下に限りです



複合タイプ
上記タイプを複合したもの



届出から工事等に着工するまでの流れ



お問合せ先

加賀市役所 建設部 都市計画課 都市政策係

電 話 : 0761-72-7925

ファックス : 0761-72-7212

Eメール : toshiseisaku@city.kaga.lg.jp